

健康食品の表示に関する意見

山根香織

消費者庁は、昨年 9 月の「エコナ問題」を契機に、特定保健用食品の表示許可制度の廃止を含めた健康食品の表示のあり方全般に関する検討を、海外実施状況も参考に、実施してきました。検討にあたっては、きっかけとなったエコナ問題を教訓化することが重要と考え、次のように意見のポイントを申し上げます。

1) 特定保健用食品制度は、廃止を含む抜本的な見直しを検討すること。

- ①特定保健用食品制度の「個別評価型トクホ制度」の廃止の検討
- ②「条件付きトクホ制度」の廃止
- ③「疾病リスク低減型トクホ制度」の廃止

「規格基準型トクホ制度」については、関与成分に関する研究成果を踏まえ、拡張を検討するとともに次のような新たな制度的整備を図ること

- ①カプセル・錠剤型等、特定成分を凝縮したものは禁止する
- ②市販後調査を義務付ける
- ③更新制度を導入する
- ④事故関連情報の報告義務付け制度を導入する
- ⑤消費者からの「申出制度」や「異議申立制度」を導入する

個別評価型トクホを存続させる場合は、有効性試験のあり方を大きく見直し、薬理効果のある成分を含む食品はすべて申請させること。上記①～⑤の制度的整備を図ること。

2) 健康食品について表示規制のあり方を再認識し、安全・品質・表示の適正化の面から次の施策を検討すること。

- ①誇大・誤認表示など不当表示について管轄法律に基づく適正な処分措置をとる
- ②「カプセル・錠剤型」の健康食品については、食品としての販売を禁止し、医薬

品に準じる新たな枠組みを作ること。

- ③事故情報の報告義務義務付け制度を導入し、事故関連情報について、メーカー・販売事業者に報告義務を課すこと
- ④被害救済制度導入を検討すること
- ⑤消費者からの「申出制度」や「異議申立制度」を導入し、消費者の意見が政策に反映させる仕組みを創ること。

理由

1) について

特定保健用食品制度は、「エコナ問題」を契機に重大な課題が提起されました。安全性への懸念が指摘され続けても一度許可されたトクホについては再審査・取り消しが極めて難しいこと、トクホはいい加減な健康食品との区別を図るとされながら、その宣伝広告には、許可された以上の期待を消費者に与える内容を含んでいる例が多いこと、市販後の調査は実施されておらず、事故関連情報の収集体制が整備されていないこと、更新制度がないことから、行政自体が当該トクホの市販後販売実態を把握できないこと、などが問題視されました。

現行トクホ制度には、当初の制度設計の際に指摘されたような消費者の選択権を確保し、消費者の利益に寄与するという利点について、疑問を感じます。そこで、現行制度の抜本的改正へ向け、制度としては「規格基準型トクホ」についてのみ残しあとの制度は廃止をする、あるいはトクホが国民の健康増進に本当に効果を上げてきたかの検証や有効性試験のあり方、義務表示のルール等の整備が必要であると考えます。

2) について

「いわゆる健康食品」は食品であり、その点から各種管轄法による厳正運用の実施が必要で、その際、事故の未然防止と発生した際の拡大防止、その後の被害の救済には、最低限でも、「市販後調査制度の導入」「事故情報の報告義務付け」「消費者からの申出・意義申立制度の導入」などが必要です。健康食品の中で「カプセル・錠剤型」の健康食品に事故発生率が高いことを重視し、それら形状の食品を「食品」としては認めず、医薬品に準じた措置を講じることが必要と考えます。

以上